

TEL 052-855-0115

令和7年7月15日(火)~令和8年3月24日(火)までの 10時00分~16時00分(1日6時間) 毎调 火曜日、金曜日

上記期間中、12月30日~1月3日は除きます。また、次の日は祝日のため、以下のとおり日程を変更します。 9月23日(火)→9月24日(水)、3月20日(金)→3月19日(木)

MAIL mie-cushara-hotline@sp-network.co.jp

いただいたメールへの返信は、電話窓口開設時間内(火曜日、金曜日の10時~16時)に行います

利用対象 県内企業の経営者又は人事労務担当者

こんな相談ができます!

カスハラ事案の対応に 関する相談

- 対応案件に関する留意点等
- 対応がこじれそうな場合の対処法
- 警察その他の関係機関との連携の方法
- 社員への嫌がらせ、業務を妨害する行為 などへの対応方法
- ▶ 取引先からの不当要求・カスハラへの対応 方法

対応体制の整備・推進に 関する相談

- カスハラ対策の進め方、取組状況
- マニュアル等に盛り込むべき内容
- 従業員に対する効果的な研修内容
- カスハラ対応ポリシー等への助言 (※メールにて対応)

※法的な解釈に関するアドバイスは、弁護士法との関係でできません